

SecureSphere 仮想アプライアンス on IDCF サービス利用規約

第1条（目的）

1. SecureSphere 仮想アプライアンス on IDCF サービス利用規約（以下「本利用規約」といいます。）は、株式会社フーバーブレイン（以下「フーバーブレイン」といいます。）が株式会社 IDC フロンティア（以下「IDCF」といいます。）の IDCF クラウドサービス上で、Imperva Inc.（以下「Imperva」といいます。）によって開発されたソフトウェア製品 SecureSphere に基づき提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）をお客様が利用する際の条件について定めます。
2. 本利用規約と異なる規定がある場合、本利用規約の規定が優先するものとします。

第2条（本サービスの種類と内容）

1. フーバーブレインがお客様に提供する本サービスの種類およびその内容は、下記に定めるとおりとします。
 - 1) 初期設定サービス：お客様が IDCF クラウドサービス上で本サービスの運用を開始するために必要な基本設定です。フーバーブレインが、平日（祝日、弊社休業日、年末・年始を除く）の 10:00～17:00 の時間帯にインターネットを通じて実施します。
 - 2) 月額サービス：お客様が IDCF クラウドサービス上で利用する、フーバーブレインが提供する SecureSphere の Web サービス、並びに更新・追加機能のサービスです。お客様は、1 年・2 年いずれかのサービス契約期間を選択できるものとし、契約開始日は、初期設定サービス完了月の翌月 1 日とします。
2. フーバーブレインは、都合により本サービスの種類と内容の全部又は一部を変更することがあります。その場合は、変更する 30 日前までにその旨を告知あるいは通知します。

第3条（契約の成立）

お客様が本サービスを利用するには、第 2 条第 1 項に定める内容の全部を承諾し、次の各号に定めるいずれかによって個別契約が成立します。

- 1) お客様が注文書をフーバーブレインに交付し、フーバーブレインがこれを受理したとき
- 2) お客様およびフーバーブレインが、本サービスに関する個別契約書を締結したとき

第4条（支払）

お客様は、個別契約書の条件に従って、契約代金および消費税・地方消費税相当額をフーバーブレインの指定する銀行口座へ振込みによりフーバーブレインに支払わねばなりません。ただし、振込み手数料に要する費用はお客様の負担とします。

第5条（検査）

お客様はフーバーブレインから本サービスの利用開始の通知を受けた際には、速やかに導通を確認する必要があります。

第6条（付帯サービス）

1. フーバーブレインは本サービスに関するテクニカルサポートサービス（以下「サポートサービス」といいます。）を提供します。なお、フーバーブレインは必要に応じてサポートサービスの全部または一部を第三者に再委託できます。
2. サポートサービスの内容は、別紙「SecureSphere サポートサービスの定義」に定めるとおりとします。
3. 下記のいずれかに該当するときには、サポートサービスの範囲より除外されるものとします。
 - 1) 本サービス以外に関するお問い合わせ
 - 2) 本サービスに接続されたネットワーク構成の変更や再構築に伴うシステム構築あるいはコンサルティング
 - 3) 別紙「SecureSphere サポートサービスの定義」に定める「テクニカルサポート制限事項」に該当する場合
4. フーバーブレインは、都合によりサポートサービスの全部又は一部を終了することがあります。その場合は、終了する30日前までにその旨を告知あるいは通知します。
5. フーバーブレインがサポートサービスを第三者に再委託する場合は、第7条および第19条と同等の義務を当該再委託先に負わせるものとします。

第7条（秘密保持義務）

1. お客様およびフーバーブレインは、秘密である旨を明示して相手方から開示される営業上、技術上およびその他業務上一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示もしくは漏洩し又は個別契約の目的の範囲を超えて利用してはなりません。ただし、相手方から開示された時点で既に公知・公用である情報、又は相手方から開示された後、自身の責に帰すことができない事由により公知・公用になった情報、又は相手方から開示された後、適法な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報、又は相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報、又は法令に基づく国家機関の命令もしくは要求により開示される情報については本条本文の規定は適用しません。
2. お客様およびフーバーブレインが個別契約上で不要となった場合において、受領者は、開示者から提供を受けた秘密情報を遅延なく開示者に返還し、または開示者の指示に従って処分するものとします。

第8条（個人情報の取り扱い）

フーバーブレインがお預かりした個人情報については適切な管理を行い、下記目的にのみ利用さ

せて頂きます。

- 1) 本サービスに関する情報提供等取引全般
- 2) 業務上の連絡
- 3) お問い合わせ、お申し込みに対する対応
- 4) サービス向上を目的としたアンケート等へのご協力をお願い
- 5) フーバーブレインおよび関連会社の営業活動における資料
- 6) 広告宣伝を含む各種情報提供の源泉

第9条（免責）

1. 天変地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、電力会社・輸送機関・通信回線又はお客様もしくは取引先の債務不履行、その他フーバーブレインの責に帰することができない事由に起因する履行遅延又は不能について、フーバーブレインはお客様に対し何らの責任を負いません。
2. お客様は、本サービスの利用に従い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。この場合、フーバーブレインはその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

第10条（損害賠償）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、個別契約に関して相手方に対し負う損害賠償責任の範囲は、直接かつ現実に被った通常損害に限定され、損害賠償の額は、発生した損害と相当因果関係にある個別契約にかかる当該損害事由が生じた月の前月末日から遡及し過去 1 か月間に発生した本サービスの利用料金を超えないものとします。なお、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害ならびに逸失利益等の間接損害については、賠償の責を負わないものとします。
2. 本条第 1 項の規定にかかわらず、個別契約に基づくお客様からフーバーブレインへの損害賠償の請求は、本サービスの解約日から 1 年間に限られます。

第11条（取扱いの停止）

フーバーブレインは、都合により個別契約に基づき本サービスの全部又は一部を終了することがあります。その場合は、終了する 30 日前までにその旨を告知あるいは通知します。

第12条（任意解除）

1. お客様が個別契約の契約期間中に解除を希望する場合、フーバーブレインは、お客様がフーバーブレインの請求に従い、フーバーブレインが被り又は支出した損害又は費用の全て

および契約期間満了日までの契約代金の未払金、並びに第 18 条で定める遅延損害金がある場合には、その残額を一括にて支払うことを条件に個別契約を解除できるものとします。

2. 本条第 1 項の規定に沿ってお客様が個別契約を任意解除する場合、お客様の責任において本サービスで使用了した **SecureSphere** を削除するものとします。

第 13 条（解除）

1. お客様又はフーバーブレインは、次の各号いずれか一つに該当したときは、相手方に通知催告することなく、直ちに個別契約の全部又は一部を解除できます。
 - 1) 相手方に銀行取引停止処分もしくは仮差押その他強制執行の申し立て等の信用不安が生じもしくはそのおそれのある場合
 - 2) 法的整理もしくは任意整理のいずれかが開始されもしくはそのおそれのある場合
 - 3) 相手方に吸収合併、重要な事業の譲渡もしくは解散その他の重要な組織の変更が生じもしくは生ずるおそれがある場合
 - 4) 第 19 条の規定に違反する場合
 - 5) 前記に準ずるその他の不都合な事由が生じた場合
2. お客様又はフーバーブレインは、相手方が本利用規約および個別契約（本条第 1 項に定めるものを除く）の一つに違反したときは、書面により相当の期間を定めて催告してもなお、当該違反行為が何ら是正されない場合は、個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
3. 本条第 1 項および第 2 項の規定に基づく解除は、解除したお客様又はフーバーブレインから相手方への損害賠償の請求を妨げません。ただし、お客様からフーバーブレインへの損害賠償の請求は第 10 条の規定に従うものとします。
4. お客様に本条第 1 項および第 2 項に規定する事由の一つが生じた場合、お客様はフーバーブレインに対する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに、当該債務の全額を現金でフーバーブレインに弁済しなければなりません。
5. 本条第 1 項および第 2 項の規定に沿ってお客様が個別契約を解除する場合、お客様の責任において本サービスで使用了した **SecureSphere** を削除するものとします。

第 14 条（契約の更新）

個別契約は、個別契約の定めに従って解除されない限り、個別契約のその時点のサービス利用期間の末日の 30 日前までに、契約解除もしくは契約内容変更の意図を他方当事者に対して書面により通知しない限り、1 ヶ月毎に自動更新されるものとします。ただし、個別契約の内容によっては、1 年毎に自動更新されるものもあります。

個別契約の更新は、別途更新の意図を書面により交付・確認し、相手方の受領または承認の書面で確認するものとします。お客様およびフーバーブレインは、担当者の変更等があった場合は、更新時のみならず契約期間中、随時連絡をするものとします。

第 15 条（契約の変更）

個別契約の変更は、お客様とフーバーブレインの間で、適法な契約締結権限を有する各自の代表者との間で、書面による明確な合意が成立しない限り、如何なる場合もその効力を生じません。ただし、個別契約の変更がお客様の責に帰すべき事由に起因する場合、お客様は、フーバーブレインの請求するところに従い、フーバーブレインが被り又は支出した損害又は費用の全てを、直ちにフーバーブレインに対して賠償しなければなりません。

第 16 条（準拠法および合意管轄）

1. 個別契約は、契約の成立、効力、解釈および履行を含む全ての事項について日本国の法律に基づき解釈され且つ支配されます。
2. 個別契約に関する紛争は、東京地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（協議）

個別契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、お客様とフーバーブレインが誠意をもって協議し、円満に処理・解決するものとします。

第 18 条（遅延損害金）

お客様が第 4 条の個別契約、または請求書に規定する支払期日までに契約代金を支払わない場合は、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、当該支払期限の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じ、その未払金額に対して年利 14.6%の割合で計算した額をフーバーブレインに対して遅延損害金として支払わなければならないこととします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

お客様およびフーバーブレインは、自らならびにその役員および従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業または団体、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」といいます。）でないこと、ならびに、自らならびにその役員および従業員が反社会的勢力を利用または反社会的勢力と連携しての行為または活動に関与していないことを表明し保証します。

株式会社フーバーブレイン

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町 4-1 ニューオータニガーデンコート 22F

Copyright © 2018 Fuva Brain Limited. All Rights Reserved.